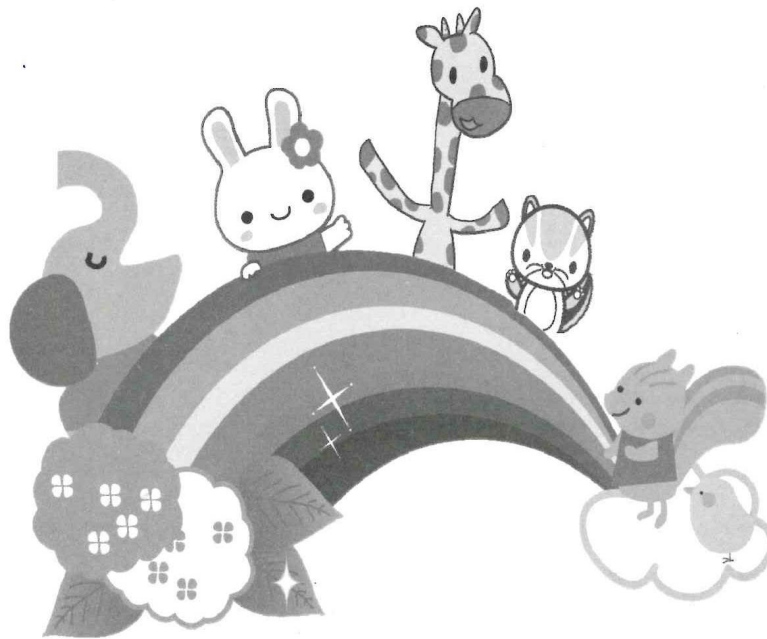


重要事項説明書



社会福祉法人こばと福祉会

認定こども園こばと保育園

〒886-0004 宮崎県小林市細野735番地1

電話 0984-22-669

F A X 0984-22-6736

こばと1携帯 080-3980-6692 (園長)

こばと2携帯 080-3903-6692 (主幹)

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 こばと福祉会
所 在 地	小林市細野735番地1
電話番号	0984-22-6692
代表者氏名	理事長 池上 あずさ

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	認定こども園 こばと保育園
施設の所在地	小林市細野735番地1
連絡先	TEL 0984-22-6692 FAX 0984-22-6736
管理者	園長 池之上 実知子
対象児童	産休明けの満2ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの子ども
利用定員	1号認定の児童 10人 2号認定の児童 50人 3号認定の児童 40人
開設年月日	昭和53年4月1日

3 施設の目的と運営方針

社会福祉法人こばと福祉会が設置する認定こども園こばと保育園（以下「当園」という。）は、保育所型認定こども園として、地域住民の切実な福祉への願いに少しでも役立つように力を尽くし、特に児童福祉法のめざす、「どの子どもも平等に受け入れ、心身ともに健やかに育成する」ことを目的として、利用者である親や、地域のみなさまの支援と手を取りあって、0歳から就学前までの子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2,628.15㎡
	園庭	1,714.81㎡
園舎(3棟)	構造	鉄骨一部RL造、鉄骨造合金メッキ
	延べ面積	1,297.34㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考	場所
乳児室	2室	ひよこ組(0歳児クラス)	2階
保健室	1室	救護・安静・授乳	2階
保育室・ほふく室	1室	小りす組(1歳児クラス)	2階
保育室	1室	大りす組(2歳児クラス)	1階
	1室	うさぎ組(3歳児クラス)	1階
	1室	フリースペース	1階
	1室	ぞう組(4歳児クラス)	別棟
	1室	きりん組(5歳児クラス)	別棟
遊戯室(ホール)	1室	体操,リズム,ランチルーム等として使用	1階
調理室	1室		1階

5 職員の設置状況

令和4年4月1日現在

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭・保育士	15	14	1	

子育て支援員	3	3		
栄養士	1	1		
調理師	2	2		
看護師	2	2		
保育・調理補助	5	1	4	派遣職員1含む
事務員	1	1		
合計	32	27	5	

当園では、「小林地市特定保育・教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日小林地市条例第20号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	通常の勤務時間帯（8時30分～17時）
保育士・保育教諭	通常の勤務時間帯（7時～19時）※ローテーション
子育て支援員	通常の勤務時間帯（8時～18時）※ローテーション
栄養士	通常の勤務時間帯（8時00分～16時30分）
調理師	通常の勤務時間帯（8時00分～16時30分）
看護師	通常の勤務時間帯（8時～18時）※ローテーション
保育補助	通常の勤務時間帯（7時30分～18時30分）※ローテーション
事務員	通常の勤務時間帯（8時30分～17時）

※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育・教育を提供する日

- 1 当園の保育・教育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月30日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。
- 2 前項については、保育・教育を必要とする（就労・産休・介護等）ことを原則とす

る。

3 支援法第19条第1項第1号のこども（以下「1号こども」という。）への保育・

教育の提供については前項の規定にかかわらず次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 8月10日から8月20日まで
- (3) 冬季休業 12月25日から1月5日まで
- (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで

7 保育・教育を提供する時間

保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

当園が定める次の時間帯とする。

月～金 9時から14時までとする。

*教育標準時間の前後や土曜日、夏季、冬季、春季休業中は預かり保育を行う。

預かり保育は小林市の一時預かり事業（幼保連携型）により補助を受けて実施する。

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 7時から18時までとする。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、8時間を超えない時間を保育時間とする。

月～土 7時から18時までとする。

※土曜日については、保育を必要とする（就労等）場合で、保育を提供する。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間（7時から18時）の間に延長保育を提供する。

8 提供する保育・教育等の内容

当園は、教育の課程となるべき経験及び活動は主として『健康』『人間関係』『環境』『言葉』『表現』とし遊びを通した総合的指導をする。また、安心・安定した情緒と落ち着いた保育環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう乳幼児の発達に必要な保育・教育を総合的に提供する。

食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長保育 (対象児のみ)
0歳児	9時30分頃	10時45分頃	15時頃	18時頃
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	18時頃
2歳児	9時30分頃 (後半は、なし)	11時頃	15時頃	18時頃
3歳児		11時15分頃	15時頃	18時頃
4歳児		11時30分頃 (後半11時45分頃)	15時頃	18時頃
5歳児		12時頃 (後半12時30分頃)	15時頃	18時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 特別保育について

当園では保護者の就労の支援として、保護者の希望があった時には延長保育と休日保育を行うものとする。

(1) 延長保育

保育標準時間認定と保育短時間認定のそれぞれの利用においてその時間を超過する分については有料とする。(別表参照) 標準時間認定においては月額上限を上回る利用者につ

いては、延長保育申請書を提出するものとする。

(2) 休日保育

休日（日曜・祝祭日）に父母ともに就労の場合に限り保育を提供する。原則として、冠婚葬祭や私用の場合は認められない。利用に際しては3日前までに申し込み、父母それぞれ就労証明書を提出するものとする。その利用料は無料とするが、原則として1週間以内に振替で休みを1日とするものとする。

10 利用料金

- (1) 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を**当園**に支払うものとする。
- (2) 当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については支給認定保護者から費用の負担を受けるものとする。
- (3) 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

11 保育の利用開始・終了に関する事項

入園(転園)の手続・留意事項	市役所からの支給認定決定が通知され、入所決定後この重要事項説明書に同意されたときからの利用となります。
退所の手続き	退園又は休園しようとする子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。また、次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。 (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず市町村が利用を取消したとき。 (2) 支給認定保護者から当園の利用の取消しの申出があったとき。 (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。 (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
就労状況等の状況変更	当初の申請内容（住所・勤務先・勤務時間等）に変更が生じた場合は、所定の様式をご提出下さい。

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医 院 長 名	近藤 宏一先生
住 所	宮崎県細野4 1 2 番地 2

(2) 歯科

医療機関の名称	こうの歯科医院
医 院 長 名	河野 弘先生
所 在 地	宮崎県小林市細野1 9 7 1 番地 1 永田町ビル 1F
電 話 番 号	0 9 8 4 - 2 2 - 7 8 8 8

(3) 薬剤師

薬剤師名	戸高 裕貴先生
所 属	にしもろ薬剤師会（勤務先 ふたば薬局）

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状の急変等の緊急事態が発生した場合には、園医または保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

14 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。 当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none">・相談苦情解決責任者 園長 池之上 実知子・相談苦情解決担当者 主幹保育教諭 外菌 将大 主幹保育教諭 村川 八重子・ご利用時間 9時～17時・電話番号 0984-22-6692・FAX番号 0984-22-6736 (FAX番号は、緊急時電話になり、停電時もつながり ます)・メールアドレス kobatokko-2006@able.ocn.ne.jp
---	---

第三者委員	井料 睦子	※連絡先は、園内に掲示します。
	山之内 恵美	※連絡先は、園内に掲示します。

15 虐待防止のための措置

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知機 有・誘導灯 有・ガス漏れ報知器 有・非常警報装置 有

避難・消火訓練	避難および消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
---------	--------------------------

17 利用者に対する保険の種類・保険事故

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害保険、賠償責任保険
保険の内容	死亡・後遺障害、入院、通院、給食

別表

1 保育・教育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

項目	内容
保護者と先生の会費	長子3,600円、次子2,400円、三子1,200円 /年
教材費	連絡ノート・月刊絵本・体育服 誕生カードなど（年齢に応じて異なります）
紙オムツ処理費 (0.1.2歳児のみ)	150円/月（希望者のみ）

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食・副食費	1号認定に係る給食費	月額 4,000円
		米代 400円
	2号認定に係る給食費 (土曜利用あり)	月額 4,500円
		米代 500円
	2号認定に係る給食費 (土曜利用なし)	月額 4,000円
		米代 400円

※上記費用の徴収については徴収袋で徴収し、毎月支払いを受けた場合、その袋に領収印を

押すものとする。

時間外保育に係る利用者負担

利用者負担については以下に定めるとおりとする。

	時 間	金 額
1号認定教育標準時間 外	月～金 7時～9時 14時～18時	月額 8,000円
土曜保育	8時30分～17時	3歳以上児：200円/ 時間 3歳未満児：300円/ 時間 延長料：150円/30 分 給食（離乳食）：200 円 ミルク：100円 おやつ：50円
標準時間認定 延長保育料	月-土 18時～19時	100円/30分 ※月額上限あり
短時間認定延長保育料	8時間超過分	100円/30分

休日保育延長保育料	日・祝日	100円/30分
	8時～17時30分以外	

※それぞれ翌月に請求書を発行し、納金後に領収書を交付する

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき

重要事項の説明を行いました。

保育園名 : 認定こども園 こばと保育園

説明者職名 : 園長 氏名 : 池之上実知子

私は、本書面に基づいて、認定こども園こばと保育園の利用に当たっての

重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 : _____

園児氏名 : _____

: _____

: _____

: _____

保護者氏名 : _____ 印

園児から見た続柄 : _____